

知っていますか？廃棄物の野焼き禁止（掛川市環境政策課：☎21-1145）

平成13年4月1日より改正・廃棄物処理法が施行となり、一部の例外を除き、ごみなどの廃棄物の野外焼却（野焼き）が禁止となりました。庭先などでのごみの焼却は、禁止行為になります。違反者には罰則が適用される場合があります。

家庭でのごみ焼きは大量の黒煙や臭いが発生し、近隣に対し大変な迷惑をかけることとなります。また、焼却する過程で、ダイオキシンと呼ばれる化学物質（環境ホルモン）が発生して、人の健康への影響が心配されます。

家庭用焼却炉での焼却、地面へ穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却等でごみを焼却する「野焼き」は、燃焼時の温度の管理や排ガス対策が行われなため、有害物質の発生を抑えることができないことから法律で禁止されています。

廃棄物の野焼きは原則として禁止され、**違反すると懲役5年以下または1,000万円以下の罰金（法人の場合3億円）** またはその併料に処せられます（廃棄物処理法第25条第15号、第32条第2号で施行されています）。

改正・廃棄物処理法

（焼却禁止）第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

1. 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
3. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定められるもの（下記の内容）

政令（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条法第16条2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は次のとおりとする。

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火(自然物の焼却のみ)その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例外にされているものであっても火災を引き起こさないよう、また、他人の迷惑とならないよう気をつけましょう。

使用しても良い業務用焼却炉の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)

第一条の七 令第三条第二号 イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

1. 摂氏八百度以上の状態で、廃棄物を焼却できるもの
送風装置 (ブロワ) + 二次燃焼室 + 二次燃焼バーナー (自動温度制御)
2. 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
送風装置 (ブロワ)
3. 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるもの
定量投入装置
4. 燃焼ガスの温度を測定するための装置
熱電対 + 温度表示計
5. 温度を保つために必要な助燃装置
二次燃焼バーナー



※厳しい基準を全てクリアした焼却炉でなければ、使用できません。

掛川市良好な生活環境の確保に関する条例 (ご近所マナー条例)

(焼却による生活環境への配慮)

第18条 何人も、屋外において物を焼却する場合は、悪臭により周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

